

1 応募の要件及び助成の条件

【補助金の目的】

札幌市の食・バイオ関連産業及びIT関連産業の振興に向け、札幌テクノパークにおいて実施される「食・バイオ」分野の研究開発を支援するとともに、同産業分野において、ITを活用した新たな商品・サービスの創出を支援することを目的といたします。

【対象となる事業】

食・バイオ関連企業（※1）が、①札幌テクノパーク内に本社、支店を有するIT関連企業（※2）若しくは②札幌市内に本社を有するIT関連企業との間でIT技術を活用した共同研究・共同開発、委託開発等に取り組む事業

※1 食・バイオ関連企業とは

札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1-10の札幌市エレクトロニクスセンター内に設置した技術開発室B（以下「ウェットラボ」という。）に入居する、食・バイオ関連の研究・開発等を行う企業をいう。

※2 IT関連企業とは

総務省が定める日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく情報サービス業又はインターネット附随サービス業に属する事業を行う企業、団体をいう。

【対象者】

次に掲げる条件のすべてを満たした者

- (1) ウェットラボの使用承認を受けていること。もしくは、使用申請を行っていること。
- (2) 申請日の属する月が、ウェットラボへの入居開始日の属する年度の翌々年度以内であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 札幌市、及び（一財）さっぽろ産業振興財団が実施する事業に可能な範囲で協力を行えること。
- (5) 社会常識上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こす、など）を行っていないこと。

【補助対象期間】

申請を行った日の属する年度（※）内

（各年度1回に限り補助金の交付を申請することができます。）

※年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

【補助金額】

3,000 千円（補助率 1/2）

【採択予定件数】

予算の範囲内で交付する（平成 31 年度予算額：4,500 千円）

【補助対象経費】

食・バイオ関連企業が I T 企業との間で行う I T 技術を活用した共同研究・共同開発、委託開発等（以下「共同研究等」という。）に必要となる以下の経費で、食・バイオ関連企業が I T 企業に直接支払う経費

補助対象経費	事業実施のためにかかった（1）～（5）までの経費の合計	
	経費区分	具体的内容
	(1) ソフトウェア購入費及び使用料	共同研究等に必要となるソフトウェアの購入及び使用に要した経費
	(2) ハードウェア購入費及び使用料	共同研究等に必要となるハードウェアの購入及び使用に要した経費
	(3) 開発委託費	共同研究等に必要となるソフトウェア及びハードウェアの開発を委託する経費
	(4) 外注費（調査・分析など）	・調査：共同研究等に必要となる各種調査業務を委託する経費 ・分析：共同研究等に直接要する試薬、資材、部品の分析に要する経費
	(5) その他適当と認める経費	上記の他、共同研究等に必要と認められる経費

※ 上記に掲げた経費のうち、次のものは、補助対象経費から除外する。

- ① 消費税及び地方消費税相当分
- ② 土地及び建物の購入または借上料等に係る経費
- ③ 施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、水道光熱費
- ④ 食料費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ⑤ 他の用途との併用となっている旅費
- ⑥ 「I T-バイオ連携推進事業費補助金交付要綱」第 4 条第 1 号に定める「I T-バイオ研究開発補助金」において支出されている経費

2 応募の手続き

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ 経費明細（様式3）
- エ 会社要覧・事業要覧、前会計年度の決算書
- オ 法人市民税の納税証明（発行後3ヵ月以内のもの）
- カ 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(2) 提出方法及び提出先

■提出時の注意事項

- ・上記ア～カを、片面印刷のうえホチキス止めせずに1部提出
- ・上記ア～カは Microsoft Word ファイルか、Excel ファイルにて作成のうえを電子データ（CD-R）を併せて提出すること。
- ・なお、CD-R には、提出時に申請企業名をシール等に表示すること。
- ・提出いただいた書類等は返却をいたしませんので、ご了承ください。

■提出方法：ご持参、または郵送による送付

■提出先 〒004-0015

札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1-10

札幌市エレクトロニクスセンター

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 IT・クリエイティブ産業振興部 森あて

TEL：011-807-6000

3 審査

補助対象事業の選定にあたっては、当財団による「審査委員会」における審査において、事業目的との整合性等の観点から審査のうえ、決定します。

4 補助金の交付

補助金の交付は、原則精算払いとなります。事業完了後に「事業完了報告書」（様式7）「事業実績報告書」（様式8）及び精算に必要な書類等を提出していただき、実施結果を検査等による確認の上、最終的な補助金額を確定します

精算の際には、補助対象経費に関する見積書、発注書（または契約書）、納品書及び請求書、申請者が費用を支払った確証（振込依頼書・預金通帳）等の経理書類の添付（写し）が条件となります。

5 その他留意点

(1) 採択結果の公開

対象事業については、基本的に財団のホームページ、及び関係機関等への配布などにより、公開をいたします。ただし、知的財産や事業計画上、公表に支障を

来たす場合には、ご相談下さい。

本事業の目的に即して、当財団、および札幌市が実施する企業とのマッチングや、意見交換会などにご参加を頂き、発表をお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 交付要綱

応募資格・要件その他については、「IT-バイオ連携推進事業費補助金交付要綱」の定めるところによります。